

西武鉄道株主會社務勵事議ニ對スル件 (第一報)

首領會社後業負が本月十三日待遇改善要求ヲ提出シテ

二十日付迄ニ回答セラレタキ旨ヲ述ベテ提出シタル旨

二十日 既報ノ通りナルガ之ニ對シ會社側ニ於テハ二十四日

午後一時三十分後業負代表大坪國藏外ニ名ヲ會社ニ招

致シテ營業部長永田保之助ヨリ要求ハ全部承認スルコ

トヲ得ヤル旨回答スル所アリタルヲ以テ代表者ハ一般

後業負ト協議ノ上態度ヲ決スベキ旨ヲ述ベテ同三時三

十分退出セリ

斯リテ後業負側ハ同日午後十一時ヨリ高田幸中律師屬

合宿所ニ約五十名集合ノ上前記代表者ヨリ會社側ノ回

答ヲ報告シタル後吾後業負ニ稱シテ協議シタル結果

(一) 今後幹部七名ハ業務セズ運動ニ専従スルコト

(二) 明二十五日ヨリ同盟急業ヲ行ヒ會社ニ許控スルコト

同盟急業ノ方針ハ東京市電後業負ノ行ヒタル安全デ

ーニ倣フコト(運轉速力ノ規定ヲ楯ニ取りテ平席ヨリ

運轉速力ヲ速殺シテ收入ヲ減少セシムルコト)

(三) 後業負一同ノ團結ヲ鞏固ニシ壞切為ニ許シテハ制裁

ヲ嚴シシ館也ニ目的ノ貫徹ヲ期スルコト

等ヲ決定シテ同十二時教會シタルガ昨二十五日ハ急送

ノ如ク安全デー(同盟急業)ヲ決行シウ、アリ

會社ハ此ノ安全デーニ因リ一日運取面數約六千面減少

シ收入ニ於テ一月約二百五十圓ノ減收(平席一月八百五十

圓)ヲ承スヲ以テ後業負が急業ヲ繼續シ餉返許控スル